

市第51号議案

横浜市中心卸売市場条例の一部改正

横浜市中心卸売市場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年12月 4 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

横浜市中心条例（番号）

横浜市中心卸売市場条例の一部を改正する条例

横浜市中心卸売市場条例（令和元年12月横浜市中心条例第36号）の一部を次のように改正する。

目次中「第71条」を「第70条の 2」に改める。

第17条第 1 項中「2 箇月」の次に「を経過した」を加える。

第55条の次に次の 1 条を加える。

（開設者による食品等持続的供給法に係る公表）

第55条の 2 市長は、省令で定めるところにより、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 市場において取り扱う食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成 3 年法律第59号。以下「食品等持続的供給法」という。）第42条第 1 項に規定する指定飲食料品等
 - (2) 前号の指定飲食料品等の食品等持続的供給法第42条第 1 項第 1 号に規定する指標
 - (3) 食品等持続的供給法第36条各号に掲げる措置の内容
- 第62条第 2 項を削る。

第 5 章中第71条の前に次の 1 条を加える。

(指導及び助言)

第70条の2 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、取引参加者等に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

2 市長は、市場施設の適正な使用を確保するため必要があると認めるときは、使用者に対し、指定又は許可を受けた市場施設の使用に関し必要な指導又は助言をすることができる。

別表本場の項中

「

1 平方メートルにつき	月額	900円
1 平方メートルにつき	月額	1,700円
1 平方メートルにつき	月額	1,800円

」

を

「

1 平方メートルにつき	月額	1,080円
1 平方メートルにつき	月額	2,040円
1 平方メートルにつき	月額	2,480円

」

に、

「

配送センター使用料	1 平方メートルにつき	月額	610円
倉庫使用料	1 平方メートルにつき	月額	1,800円
発酵室使用料	1 平方メートルにつき	月額	190円

加工処理場使用料	1 平方メートルにつき 月額 1,920円
冷蔵庫使用料	1 平方メートルにつき 月額 3,000円

を

配送センター（終日使用区画）使用料	1 平方メートルにつき 月額 920円
配送センター（時間使用区画）使用料	1 平方メートル、1 時間につき 月額 50円
倉庫使用料	1 平方メートルにつき 月額 1,880円
加工処理場使用料	1 平方メートルにつき 月額 2,300円
冷蔵庫使用料	1 平方メートルにつき 月額 3,440円

に改め、同表備考中 4 を 5 とし、3 の次に次のように加える。

- 4 配送センター（時間使用区画）使用料の額を算出する基礎となる時間数は、市長の指定する 1 日ごとの使用時間数とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の横浜市中心卸売市場条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

提 案 理 由

卸売市場法の一部改正に伴い横浜市中心卸売市場において取り扱う指定飲食料品等の指標等の公表について定めるとともに、本場青果部の施設の整備に伴い使用料を改定する等のため、横浜市中心卸売市場条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横 浜 市 中 央 卸 売 市 場 条 例 （ 抜 粋 ）

（上 段 改 正 案）
（下 段 現 行）

目 次

（第 1 章 から 第 4 章 まで 省 略）

第 5 章 監 督 （第 70 条 の 2 — 第 73 条）
第 71 条

（第 6 章、第 7 章 及び 附 則 省 略）

（卸 売 業 者 の 保 証 金 の 返 還）

第 17 条 保 証 金 は、卸 売 業 者 が 卸 売 の 業 務 を 廃 止 し、又 は そ の 業 務
の 許 可 を 取 り 消 さ れ た 日 か ら 起 算 し て 2 箇 月 を 経 過 し た 後 に こ れ
を 返 還 す る も の と す る。

（第 2 項 省 略）

（開 設 者 に よ る 食 品 等 持 続 的 供 給 法 に 係 る 公 表）

第 55 条 の 2 市 長 は、省 令 で 定 め る と こ ろ に よ り、次 に 掲 げ る 事 項
を 公 表 す る も の と す る。

(1) 市 場 に お い て 取 り 扱 う 食 品 等 の 持 続 的 な 供 給 を 実 現 す る た め
の 食 品 等 事 業 者 に よ る 事 業 活 動 の 促 進 及 び 食 品 等 の 取 引 の 適 正
化 に 関 す る 法 律 （平 成 3 年 法 律 第 59 号。以 下 「食 品 等 持 続 的 供
給 法」とい う。） 第 42 条 第 1 項 に 規 定 す る 指 定 飲 食 料 品 等

(2) 前 号 の 指 定 飲 食 料 品 等 の 食 品 等 持 続 的 供 給 法 第 42 条 第 1 項 第
1 号 に 規 定 す る 指 標

(3) 食 品 等 持 続 的 供 給 法 第 36 条 各 号 に 掲 げ る 措 置 の 内 容

（物 品 の 品 質 管 理）

第 62 条 （第 1 項 省 略）

2 市 長 は、取 引 参 加 者 等 が 前 項 の 規 定 に 従 っ て 取 引 を 行 う よ う 指

導するものとする。
(指導及び助言)

第 70 条 の 2 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保する
ため必要があると認めるときは、取引参加者等に対し、必要な指
導又は助言をすることができる。

2 市長は、市場施設の適正な使用を確保するため必要があると認
めるときは、使用者に対し、指定又は許可を受けた市場施設の使
用に関し必要な指導又は助言をすることができる。

別表（第 70 条 第 1 項）

市場	種 別		使 用 料 の 額			
本場	(省 略)					
	青果部	(省 略)				
		卸売業者低温売場使用料	1 平方メートルにつき	月額	<u>1,080円</u> 900円	
		仲卸業者売場使用料	1 平方メートルにつき	月額	<u>2,040円</u> 1,700円	
		事務室使用料	1 平方メートルにつき	月額	<u>2,480円</u> 1,800円	
		(省 略)				
		<u>配送センター（終日使用区画）使用料</u>	1 平方メートルにつき	月額	<u>920円</u> 610円	
		<u>配送センター（時間使用区画）使用料</u>	<u>1 平方メートル、1 時間につき</u>	<u>月額</u>	<u>50円</u>	
		倉庫使用料	1 平方メートルにつき	月額	<u>1,880円</u> 1,800円	

		発酵室使用料	1 平方メートルにつき	月額	190円
		加工処理場使用料	1 平方メートルにつき	月額	$\frac{2,300\text{円}}{1,920\text{円}}$
		冷蔵庫使用料	1 平方メートルにつき	月額	$\frac{3,440\text{円}}{3,000\text{円}}$
(省 略)					

(備 考)

(1 から 3 まで省略)

4 配送センター（時間使用区画）使用料の額を算出する基礎となる時間数は、市長の指定する 1 日ごとの使用時間数とする。

$\frac{5}{4}$ (本文省略)